

試 験 問 題

会社名: _____
 役 職: _____
 氏 名: _____

解答欄に、正解は○、間違いは×を付けて下さい。

解答欄

| | | |
|----|---|---|
| 1. | 道路運送法で「自動車」とは、道路運送車両法による自動車をいう。 | ○ |
| 2. | 一般旅客自動車運送事業とは、一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貸切旅客自動車運送事業並びに一般乗用旅客自動車運送事業で、特定旅客自動車運送事業は含まれない。 | ○ |
| 3. | 一般貸切旅客自動車運送事業の許可基準は、「当該事業の計画が輸送の安全を確保するため適切なものであること」、「当該事業の遂行上適切な計画を有すること」、「当該事業を自ら適確に遂行するに足る能力を有すること」の3つが要件となっている。 | ○ |
| 4. | 一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者が1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していない者であるときは、許可を行うことはできない。 | ○ |
| 5. | 一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更にあたっては、当該運賃及び料金を実施した日から速やかに、運賃及び料金変更届出書を提出しなければならない。 | × |
| 6. | 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならないが、公示された標準運送約款と同一の運送約款を適用する場合は、認可を受けなくても良い。 | ○ |
| 7. | 一般旅客自動車運送事業者は、正当な事由がない限り、運送の申込みを受けた順序により、旅客の運送を行わなければならない。 | ○ |
| 8. | 一般貸切旅客自動車運送事業者は、自動車車庫の位置及び収容能力の変更にあたっては、速やかに事業計画変更事後届出書を提出しなければならない。 | × |

| | |
|---|---|
| 9. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、発地及び着地のいずれもがその営業区域内に存する旅客の運送を行わなければならない。 | × |
| 10. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、安全管理規程を定め、事業開始後遅滞なく国土交通大臣に届け出なければならない。 | × |
| 11. 安全統括管理者は事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にある者であれば、要件を備えていない者でも選任することはできる。 | × |
| 12. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行管理者を選任又は解任するときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。 | × |
| 13. 一般旅客自動車運送事業者は、運行管理者がその業務として行う助言を尊重しなければならない、事業用自動車の運転者その他の従業員は、運行管理者がその業務として行う指導に従わなければならない。 | ○ |
| 14. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、年齢、運転の経歴その他政令で定める一定の要件を備える者でなければ、その事業用自動車の運転をさせてはならない。ただし、当該運行が旅客の運送を目的としない場合は、この限りではない。 | ○ |
| 15. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、その名義を他人に一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業のため利用させることができる。 | × |
| 16. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業計画の遂行に必要となる員数の運転者の確保、事業用自動車の運転者とその休憩又は睡眠のために利用することができる施設の整備、事業用自動車の運転者の適切な勤務時間及び乗務時間の設定その他の運行の管理その他事業用自動車の運転者の過労運転を防止するために必要な措置を講じなければならない。 | ○ |
| 17. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、その30日前までに、その旨を届け出なければならない。 | ○ |
| 18. 一般貸切旅客自動車運送適正化機関は一般貸切旅客自動車運送事業者から負担金を徴収することができるが、一般貸切旅客自動車運送事業者は負担金の納付に依らないこともできる。 | × |
| 19. 一般貸切旅客自動車運送事業用自動車の外側には、使用者の氏名、名称又は記号のほか、営業区域を表示しなければならない。 | × |

| | |
|--|----------|
| <p>20. 旅客自動車運送事業運輸規則の目的は、旅客自動車運送事業の合理的な経営を確保することにより、輸送の安全及び旅客の安定化を図ることである。</p> | <p>×</p> |
| <p>21. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送を引き受けた場合には、遅滞なく、申込者に対し、運送引受書を交付しなければならない。</p> | <p>○</p> |
| <p>22. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、いかなる動物も旅客の現在する事業用自動車で運搬してはならない。</p> | <p>×</p> |
| <p>23. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運転手が長距離運転又は夜間の運転に従事する場合であって、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、可能な限り、交替するための運転手を配置しておかなければならない。</p> | <p>×</p> |
| <p>24. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、乗務しようとする運転者に対して対面により点呼を行わなければならないが、乗務を終了した運転者に対しては電話による点呼でも良いこととされている。</p> | <p>×</p> |
| <p>25. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、点呼を行うこととなっているが、その内容を記録した電磁的記録を3年間保存しなければならない。</p> | <p>○</p> |
| <p>26. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が乗務したときは、業務記録を事業用自動車ごとに記録させ、かつ、その記録を3年間保存しなければならない。</p> | <p>×</p> |
| <p>27. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者等が乗務した場合は、当該自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、電磁的記録を3年間保存しなければならない。</p> | <p>○</p> |
| <p>28. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、原則として、運行ごとに運行指示書を作成し、これにより運転者に対し適切な指示を行わなければならない。</p> | <p>○</p> |
| <p>29. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行指示書を作成した日から3年間保存しなければならない。</p> | <p>×</p> |
| <p>30. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運転者として新たに雇い入れた者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行わなければならない。</p> | <p>○</p> |

| | |
|--|---|
| <p>31. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、死者又は負傷者が生じた事故を引き起こした運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行わなければならない。</p> | ○ |
| <p>32. 旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車踏切警手の配置されていない踏切を通過することとなる場合は、当該自動車に白色旗、白色合図灯等の非常信号用具を備えなければ、旅客の運送の用に供してはならない。</p> | × |
| <p>33. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行管理者の補助者を選任することができるが、届出の必要はない。</p> | × |
| <p>34. 一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款では、旅客の運送を申し込む者は、口頭で申し込みをすることができると規定している。</p> | × |
| <p>35. 輸送実績報告書は、毎年6月30日までに報告しなければならない。</p> | × |
| <p>36. 一般貸切旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者の連続運転時間は、3時間を超えないものとしなければならない。</p> | × |
| <p>37. 「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」は、貸切バスの利用者に対して、安全運行の確保のために必要な行程作成や契約上の留意点への理解と十分な配慮を求めることにより、安全をより確実にすることを目的の一つとしている。</p> | ○ |
| <p>38. 旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等(国土交通省告示第1089号)に「事業用自動車に係る情報」は定めがない。</p> | × |
| <p>39. 10人以上の負傷者が生じた事故が発生したときは、電話、FAX等適当な方法により、24時間以内に、その事故の概要を運輸支局長に速報しなければならない。</p> | ○ |
| <p>40. 自動車運送事業の用に供する自動車は3か月ごとに定期点検整備を行わなければならない。</p> | ○ |